

### 台風など非常時の対応について（お知らせ）

台風など気象状況等によって災害の発生が予想される場合は、児童の安全を確保するため、下記により臨時休業等の措置を取ることがありますので、ご理解をお願いします。

#### 記

#### 1. 滋賀県に「特別警報」「暴風警報」発令時における措置について

- (1) 登校前において特別警報もしくは暴風警報が発令されている場合、児童は自宅待機させてください。
- (2) 午前7時において特別警報もしくは、暴風警報が発令中の場合、臨時休業とします。児童は登校させないでください。
- (3) 午前7時までに特別警報もしくは暴風警報が解除された場合であっても、危険が予測される場合は臨時休業または始業の時刻の繰り下げの措置をとることがあります。その場合は、メール配信システムで連絡します。  
(注) テレビ・ラジオ・ネットなどの気象情報にも注意してください。

#### 2. 滋賀県に「その他の警報（大雨、洪水、大雪等）」の発令時における措置

- (1) 特別警報、暴風警報以外の大雨、洪水、大雪警報の場合、警報の発令をもって臨時休業の措置はとりません。学校からの指示が無ければ、平常どおり登校させてください。
- (2) 警報の発令に伴い危険が予測される場合は、臨時休業または始業の時刻の繰り下げの措置をとることがあります。その場合は、メール配信システムで連絡します。

#### 3. その他

- (1) 学校が臨時休業になった場合、「児童クラブ」（学童）も休みとなります。
- (2) 登校後に「特別警報」または「暴風警報」が発令された場合、安全を考慮した上で下校させることがあります。その際は、原則引き渡しとなります。発令が予想される場合は、メール配信を確実に受け取れるようご留意ください。